

住宅用火災警報器設置促進に伴う訪問活動を実施しています



消防法で

設置の義務

があります！



- ☆ **身分証**を携帯した消防職員又は普及員が**お伺い**します。
- ☆ 住警器の設置状況や維持管理状況等について**お尋ね**します。
- ☆ 住警器の**販売**をすることは**絶対にありません**。

※住警器は、住宅用火災警報器の略式名称です。

火災による被害を軽減させるため、今年度新たに、皆様のお宅を訪問し設置等の指導をする『**住警器普及員**』を採用しました。また、令和元年5月10日には、甲府地区消防本部において「訪問活動の出発式」を行い、中澤消防長から「設置率が全国平均を下回っているため、改善できるよう活動をしてほしい。」と挨拶があり、本格的な訪問活動がスタートいたしました。

皆様の住宅に、**住警器**が**設置**されることで、**死者**の発生数が**4割減り**、焼損床面積、**損害額**は概ね**半減**すると言われています。大切な**家族**や**家**を守るために、取り付けていない方は、是非とも早期に設置をお願いいたします。



「住宅火災で亡くなられた方の
7割が逃げ遅れです！」

問い合わせは 甲府地区広域行政事務組合
消防本部 予防課 予防係
055-222-1291

